

滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、滋賀県知事が行う認証業務が地方公共団体情報システム機構に移管することとされたことから、滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年滋賀県条例第72号）を廃止しようとするものです。

2 廃止の概要

(1) 滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとします。

(2) その他

ア この条例は、平成28年1月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

「滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例案」の概要

○ 廃止の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)

→ マイナンバー法の施行に伴い、36の関係法律の規定を整備

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正

都道府県知事の行う認証業務(※)が地方公共団体情報システム機構に移管(平成28年1月1日)

※ 認証業務 … 住民がオンライン申請等を行う際に本人であることを公的に証明できるよう、住民が使用する電子証明書を発行する業務

○ 条例案の概要

滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例案

滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年滋賀県条例第72号)の廃止

＜施行条例の規定＞

- ・ 手数料の納付義務
- ・ 手数料の額の決定方法

(付 則)

- 平成28年1月1日から施行
- 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部改正
 - ・ 施行条例に基づく事務を市町が処理する事務から除く。
- 経過措置
 - ・ 施行前の未納付の手数料については、施行後も旧条例の例による納付義務
 - ・ 施行前の未納付の手数料の徴収事務は、旧条例により市町が処理

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
本則 省略	本則 省略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(74) 省略	(1)～(74) 省略
(75) 滋賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業市町 務に関する法律施行条例（平成15年滋賀県条例第72 号）第2条第1項の規定による発行手数料の徴収	(75) 削除
(76) 省略	(76) 省略